

再契約（3回目）意向確認における質疑応答集（入居者用）

○ご不明な点につきましては、お手数でも宮城県応急仮設住宅契約事務センター
（電話 022-745-0565）までお問合せ願います。

Q 1 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与期間延長とは何ですか。

A 1 県が、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて入居者に供与する期間を、現在の4年間から更に1年間延長し5年間とするものです。
延長の手続きとしては、再契約を締結すること供与期間を延長するものです。

Q 2 (1) 全ての入居者が供与期間延長となるのですか。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱いは、いつまで続くのですか。

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅等、民間賃貸借上げ住宅）に住み続けることはできますか。

A 2 (1) 供与期間が現在の4年間から更に1年間延長され5年間となる入居者は、被災時の住所が

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町 である方です。

※ 被災時住所が、岩手県及び福島県内の方で、現在宮城県内の応急仮設住宅にお住まいの方も、供与期間延長の対象となっております。

(2) 上記14市町についても、供与期間はいずれ終了となります。応急仮設住宅は、被災者に一時的に居住の場所を与えるための建物であり、供与期間終了後は、住み続けることはできません。

なお、住宅の再建等については、お早めに被災当時お住まいの市町村へ御相談ください。

※ 今後の供与期間延長については、各市町の災害公営住宅の整備状況等を考慮しながら、国と協議の上、判断していくこととなります。

Q 3 なぜ再契約が必要なのですか。

A 3 現在の契約は、契約期間満了により終了して更新されない定期建物賃貸借契約として締結しているためです。（借地借家法第38条）

Q 4 現在取り交わしている定期建物賃貸借契約は、全て再契約されるのですか。

A 4 全ての定期建物賃貸借契約が再契約されるものではありません。

入居者の被災時住所が、供与期間延長となる市町であり、貸主及び入居者双方に再契約の意思がある場合に限り、再契約することができます。

Q 5 再契約（3回目）の契約期間はいつまで延長されるのですか。

A 5 現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書に記載されている契約終期の翌日から1年間となります。

例 現在の定期建物賃貸借契約書の契約終期が平成27年4月30日の場合

Q 6 入居者に再契約の意思がない場合、入居者から貸主に連絡する必要はありますか。

A 6 入居者から貸主に再契約の意思がないことを連絡してください。

Q 7 現在の居室が狭いので、他の応急仮設住宅へ転居することは可能ですか。

A 7 入居者の事情により、他の応急仮設住宅へ転居することはできません。

Q 8 貸主に再契約の意思がない場合には、民間賃貸住宅に転居しても良いのですか。

A 8 民間賃貸住宅への転居は、転居希望先の市町村にプレハブ仮設住宅及び公営住宅等の応急仮設住宅に空きがない場合に限りです。

Q 9 他の応急仮設住宅に転居する際の費用はどのようなのですか。

A 9 転居する際の費用は入居者の負担となります。

Q 10 現在の契約において、入居当初に入居者自身が加入した損害保険の取扱いはどのようなになるのですか。

A 10 再契約期間における損害保険については、借主である宮城県が加入します。
なお、入居者自身が加入した損害保険の費用は、入居者の負担となります。

Q 11 宮城県が加入する損害保険は、どのような内容ですか。

A 11 保険内容は下表のとおりです。

建物の構造	借家人賠償	個人賠償	家財保険	
			火災	地震
鉄骨・コンクリート造	2,000万円	1億円	100万円	50万円
木造				46.6万円

Q 12 記入を誤ったが訂正は可能ですか。

A 12 訂正箇所を二重線で引き、その上に訂正印を押し、近接する余白部に正しく御記入願います。修正液、修正テープは使用しないでください。

Q 13 入居開始時と現在の入居世帯の状況に相違がありますが、どのようにすれば良いのですか。

A 13 現在の契約内容に相違がある場合は、変更手続が必要な場合がありますので、お手元に現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書を御用意の上、お問合せ願います。

なお、応急仮設住宅に当初から入居されている方全員が退去する場合は、解約手続が必要となります。